

北葛城第1団 運用規程

ボーイスカウト北葛城第1団団規約（以下、「規約」という）付則第3項の規程に基づき、運用規程を次の通り定める。

【指導者】

第1条 規約第6条（4）の隊指導者とは、隊長、副長、副長補及びデンリーダーとする。

【ローバースカウト】

第2条 ローバースカウト年代のスカウトは、団委員会の承認を得て希望する隊の副長補として活動することができる。

【開催】

第3条 規約第5条に定める団委員会は原則として毎月第1土曜日に、同第8条に定める団会議は、原則として毎月第2土曜日 に開催する。

【入団】

第4条 規約第15条（1）に定める入団申込用紙を様式1に定める。
当団への入団は、入団申込書に必要事項を記入捺印の上、隊長を通じて団委員長に提出するとともに、未成年者の場合は保護者同伴で隊長と面接、成人者は団委員長と面接の後、団委員会の承認をもって決定する。

【退団】

第5条 規約第16条の退団届を様式2に定める。
本人ならびに保護者が退団を希望する場合、該当隊の隊長に申し出て隊長と面接の上、退団届に必要事項を記入捺印し団委員長へ提出、団委員会の承認をもって退団を認めるものとする。

【休隊】

第6条 本人ならびに保護者が休隊を希望する場合は、該当隊の隊長に申し出て隊長と面接の上、休隊届（様式3）に必要事項を記入捺印し団委員長へ提出、団委員会の承認をもって休隊を認めるものとする。

- 2 休隊期間は原則9月から2月、または、3月から8月の各半年単位とし、1年を限度とする。
- 3 休隊中の隊費は免除する。ただし、休隊期間中に1度でも活動に参加する場合は免除はしない。また、登録費（保険料を含む）および育成会費は休隊期間中も納入するものとする。

【技能章考査員および指導員】

第7条 技能章考査員及び指導員はその章において「技能章考査員の資格（基準）」を満たしているか、または断続的な経験・幅広い知識を有し指導もできる人を推薦することとし、団委員会での承認を持って決定する。

【付則】

1. 規程改正

本規程は団委員会の過半数の賛成をもって改正することができる。

2. 本規程に定めのない事項については、団委員会によって決定することができる。

3. 施行日

本規程は、平成24年3月1日より施行する。

4. 改正日

本規程は、平成24年9月1日に一部改正し、施行する。